〇座間市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防訪問介護相当サービス等の事業に係る人員、設備及び運営に関する基準等を定める規則

令和３年３月３１日規則第２５号

座間市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防訪問介護相当サービス等の事業に係る人員、設備及び運営に関する基準等を定める規則

目次

第１章　総則（第１条－第３条）

第２章　介護予防訪問介護相当サービス

　　第１節　基本方針（第４条）

　　第２節　人員に関する基準（第５条・第６条）

　　第３節　設備に関する基準（第７条）

　　第４節　運営に関する基準（第８条－第３６条）

　　第５節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第３７条－第３９条）

第３章　介護予防通所介護相当サービス

　　第１節　基本方針（第４０条）

　　第２節　人員に関する基準（第４１条・第４２条）

第３節　設備に関する基準（第４３条）

　　第４節　運営に関する基準（第４４条－第５２条）

　　第５節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第５３条－第５６条）

第４章　雑則（第５７条－第５９条）

附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この規則は、介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第１１５条の４５第１項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業における第１号訪問事業のうち介護予防訪問介護相当サービス及び第１号通所事業のうち介護予防通所介護相当サービスの人員、設備及び運営に関する介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号。以下「施行規則」という。）第１４０条の６３の６に規定する基準について定めるものとする。

（定義）

第２条　この規則において、使用する用語の意義は、次に掲げるもののほか、法、施行規則及び地域支援事業実施要綱（平成１８年６月９日老発第０６０９００１号厚生労働省老健局通知地域支援事業の実施について別紙）で使用する用語の意義によるものとする。

⑴　介護予防訪問介護相当サービス　第１号訪問事業のうち、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成２６年法律第８３号）第５条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第８条の２第２項に規定する介護予防訪問介護（以下「旧介護予防訪問介護」という。）に相当するサービスをいう。

⑵　介護予防通所介護相当サービス　第１号通所事業のうち、旧法第８条の２第７項及び旧指定介護予防サービス等基準に規定する介護予防通所介護（以下「旧介護予防通所介護」という。）に相当するサービスをいう。

⑶　介護予防訪問介護相当サービス等　介護予防訪問介護相当サービス及び介護予防通所介護相当サービスをいう。

⑷　指定介護予防訪問介護相当サービス事業者　法第１１５条の４５の５第１項の規定に基づき市長が指定した介護予防訪問介護相当サービスの事業を行う者をいう。

⑸　指定介護予防通所介護相当サービス事業者　法第１１５条の４５の５第１項の規定に基づき市長が指定した介護予防通所介護相当サービスの事業を行う者をいう。

⑹　指定事業者　指定介護予防訪問介護相当サービス事業者及び指定介護予防通所介護相当サービス事業者をいう。

⑺　指定介護予防訪問介護相当サービス　指定介護予防訪問介護相当サービス事業者の当該指定に係る介護予防訪問介護相当サービスを行う事業所により行われる介護予防訪問介護相当サービスをいう。

⑻　指定介護予防通所介護相当サービス　指定介護予防通所介護相当サービス事業者の当該指定に係る介護予防通所介護相当サービスを行う事業所により行われる介護予防通所介護相当サービスをいう。

⑼　利用料　法第１１５条の４５の３第１項に規定する第１号事業支給費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。

⑽　第１号事業支給費基準額　法第１１５条の４５の３第２項に規定する施行規則第１４０条の６３の２で定める基準により算出した費用の額のうち第１号訪問事業又は第１号通所事業に要する費用の額をいう。

⑾　代理受領サービス　法第１１５条の４５の３第３項の規定により第１号事業支給費が利用者に代わり当該事業の事業者に支払われる場合の当該第１号事業支給費に係る介護予防訪問介護相当サービス等をいう。

⑿　常勤換算方法　当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

⒀　地域包括支援センター等　第１号介護予防支援事業（以下「介護予防ケアマネジメント」という。）を行う地域包括支援センター及び指定介護予防支援事業者をいう。

（事業の一般原則）

第３条　指定事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

２　指定事業者は、事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、地域包括支援センター等、他の介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

３　指定事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

４　指定事業者は、介護予防訪問介護相当サービス等を提供するに当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第２章　介護予防訪問介護相当サービス

第１節　基本方針

（基本方針）

第４条　指定介護予防訪問介護相当サービスの事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第２節　人員に関する基準

（訪問介護員等の員数）

第５条　指定介護予防訪問介護相当サービス事業者が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防訪問介護相当サービス事業所」という。）ごとに置くべき訪問介護員等（指定介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たる介護福祉士又は法第８条第２項に規定する政令で定める者をいう。以下同じ。）の員数は、常勤換算方法で２．５以上とする。

２　指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービス事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者（当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業者が指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成１１年厚生省令第３７号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第５条第１項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問介護相当サービスの事業と指定訪問介護（指定居宅サービス等基準第４条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防訪問介護相当サービス及び指定訪問介護の利用者。以下この条において同じ。）の数が４０又はその端数を増すごとに１人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。

３　前項の利用者の数は、前３月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

４　第２項のサービス提供責任者は、介護福祉士又は厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者（平成２４年厚生労働省告示第１１８号）に規定する者であって、専ら指定介護予防訪問介護相当サービスに従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防訪問介護相当サービスの提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（座間市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成２５年座間市規則第３１号。以下「指定地域密着型サービス基準規則」という。）第４条第１項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。）又は指定夜間対応型訪問介護事業所（指定地域密着型サービス基準規則第４４条第１項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。）の業務に従事することができる。

５　第２項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を３人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を１人以上配置している事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあっては、当該介護予防訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が５０又はその端数を増すごとに１人以上とすることができる。

６　指定介護予防訪問介護相当サービス事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問介護相当サービスの事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第５条第１項から第５項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する人員に関する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第６条　指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防訪問介護相当サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第３節　設備に関する基準

（設備及び備品等）

第７条　指定介護予防訪問介護相当サービス事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定介護予防訪問介護相当サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

２　指定介護予防訪問介護相当サービス事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問介護相当サービスの事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第７条第１項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第４節　運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第８条　指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第２５条に規定する重要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

２　指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第５項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

⑴　電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア　指定介護予防訪問介護相当サービス事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ　指定介護予防訪問介護相当サービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定介護予防訪問介護相当サービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

⑵　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

３　前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

４　第２項第１号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防訪問介護相当サービス事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

５　指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、第２項の規定により第１項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

⑴　第２項各号に規定する方法のうち指定介護予防訪問介護相当サービス事業者が使用するもの

⑵　ファイルへの記録の方式

６　前項の規定による承諾を得た指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第１項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（提供拒否の禁止）

第９条　指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、正当な理由なく指定介護予防訪問介護相当サービスの提供を拒んではならない。

（サービス提供困難時の対応）

第１０条　指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防訪問介護相当サービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る地域包括支援センター等への連絡、適当な他の指定介護予防訪問介護相当サービス事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

（受給資格等の確認）

第１１条　指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、事業対象者の該当、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間又は開始日を確かめるものとする。

２　指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、前項の被保険者証に、法第１１５条の３第２項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護予防訪問介護相当サービスを提供するように努めなければならない。

（要支援認定等の申請に係る援助）

第１２条　指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービスの提供の開始に際し、要支援認定等（要支援認定及び施行規則第１４０条の６２の４第２号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準に該当の有無をいう。以下同じ。）を受けていない利用申込者については、要支援認定等の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

２　指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する３０日前にはなされるよう必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

第１３条　指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たっては、利用者に係る地域包括支援センター等が開催するサービス担当者会議（座間市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則（平成２７年規則第２３号。以下「指定介護予防支援等基準規則」という。）第３１条第９号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（地域包括支援センター等との連携）

第１４条　指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービスを提供するに当たっては、地域包括支援センター等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

２　指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る地域包括支援センター等に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（第１号事業支給費の支給を受けるための援助）

第１５条　指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービスの提供の開始に際し、利用申込者が介護予防サービス計画等（介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントによる支援により居宅要支援被保険者ごとに作成された計画をいう。以下同じ。）の作成を地域包括支援センターに依頼する旨を市に対して届け出ていないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、当該計画を市に対して届け出ること等により、第１号事業支給費の支給を受けることができる旨を説明すること、地域包括支援センターに関する情報を提供することその他の第１号事業支給費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

（介護予防サービス計画等に沿ったサービスの提供）

第１６条　指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防サービス計画等が作成されている場合は、当該計画に沿った指定介護予防訪問介護相当サービスを提供しなければならない。

（介護予防サービス計画等の変更の援助）

第１７条　指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、利用者が介護予防サービス計画等の変更を希望する場合は、当該利用者に係る地域包括支援センター等への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

（身分を証する書類の携行）

第１８条　指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

（サービスの提供の記録）

第１９条　指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービスを提供した際には、当該指定介護予防訪問介護相当サービスの提供日、内容及び当該指定介護予防訪問介護相当サービスについて法第１１５条の４５の３第３項の規定により利用者に代わって支払を受ける第１号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画等を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

２　指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

　（利用料等の受領）

第２０条　指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防訪問介護相当サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防訪問介護相当サービスに係る第１号事業支給費用基準額から当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業者に支払われる第１号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

２　指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護相当サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防訪問介護相当サービスに係る第１号事業支給費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

３　指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、前２項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定介護予防訪問介護相当サービスを行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

４　指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

　（第１号事業支給費の請求のための証明書の交付）

第２０条の２　指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護相当サービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定介護予防訪問介護相当サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

　（同居家族に対するサービス提供の禁止）

第２１条　指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する指定介護予防訪問介護相当サービスの提供をさせてはならない。

（利用者に関する市への通知）

第２２条　指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービスを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

⑴　正当な理由なしに指定介護予防訪問介護相当サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。

⑵　偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

（緊急時等の対応）

第２３条　訪問介護員等は、現に指定介護予防訪問介護相当サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（管理者及びサービス提供責任者の責務）

第２４条　指定介護予防訪問介護相当サービス事業所の管理者は、当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。

２　指定介護予防訪問介護相当サービス事業所の管理者は、当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

３　サービス提供責任者（第５条第２項に規定するサービス提供責任者をいう。）は、次に掲げる業務を行うものとする。

⑴　指定介護予防訪問介護相当サービスの利用の申込みに係る調整をすること。

⑵　利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。

⑶　地域包括支援センター等に対し、指定介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。

⑷　サービス担当者会議への出席等地域包括支援センター等との連携に関すること。

⑸　訪問介護員等（サービス提供責任者を除く。以下この条において同じ。）に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。

⑹　訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。

⑺　訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。

⑻　訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。

⑼　その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。

（運営規程）

第２５条　指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

⑴　事業の目的及び運営の方針

⑵　従業者の職種、員数及び職務の内容

⑶　営業日及び営業時間

⑷　指定介護予防訪問介護相当サービスの内容及び利用料その他の費用の額

⑸　通常の事業の実施地域

⑹　緊急時等における対応方法

⑺　事故発生の予防策及び事故発生時の対応

⑻　業務に関して知り得た秘密の保持に関する事項

⑼　苦情及び相談に対する体制

⑽　従業者の研修の実施に関する事項

⑾　虐待防止のための措置に関する事項

⑿　その他運営に関する重要事項

　（介護等の総合的な提供）

第２５条の２　指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービスの事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事（以下この条において「介護等」という。）を常に総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の支援に偏することがあってはならない。

（勤務体制の確保等）

第２６条　指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問介護相当サービスを提供できるよう、指定介護予防訪問介護相当サービス事業所ごとに訪問介護員等の勤務の体制を定めておかなければならない。

２　指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービス事業所ごとに、当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業所の訪問介護員等によって指定介護予防訪問介護相当サービスを提供しなければならない。

３　指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護員等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

４　指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、適切な指定介護予防訪問介護相当サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（業務継続計画の策定等）

第２６条の２　指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し指定介護予防訪問介護相当サービスの提供を継続的に実施し、及び非常の体制における早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じなければならない。

２　指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

３　指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（衛生管理等）

第２７条　指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

２　指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービス事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

３　指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

　⑴　当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。

　⑵　当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

　⑶　当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

（掲示）

第２８条　指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業所の見やすい場所に、第２５条に規定する重要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

２　指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防訪問介護サービス事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

　（秘密保持等）

第２９条　指定介護予防訪問介護相当サービス事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

２　指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

３　指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合にあっては利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合にあっては当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

（広告）

第３０条　指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービス事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

（不当な働きかけの禁止）

第３０条の２　指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防サービス計画等の作成又は変更に関し、地域包括支援センター等の保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等又は居宅要支援被保険者等に対して、利用者に必要のないサービスを位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

（地域包括支援センター等に対する利益供与の禁止）

第３１条　指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、地域包括支援センター等又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

（苦情処理）

第３２条　指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、提供した指定介護予防訪問介護相当サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

２　指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

３　指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、提供した指定介護予防訪問介護相当サービスに関し、法第１１５条の４５の７第１項の規定により市長が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市長が行う調査に協力するとともに、市長から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

４　指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

（地域との連携等）

第３３条　指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防訪問介護相当サービスに関する利用者からの苦情に関して市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

２　指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービス事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防訪問介護相当サービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防訪問介護相当サービスの提供を行うよう努めなければならない。

（事故発生時の対応）

第３４条　指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問介護相当サービスの提供により事故が発生した場合は、関係する市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防ケアマネジメント等を行う地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

２　指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

３　指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問介護相当サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

　（虐待の防止）

第３４条の２　指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

　⑴　当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。

　⑵　当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

　⑶　当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業所において、訪問介護員等に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施すること。

　⑷　前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（会計の区分）

第３５条　指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービス事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防訪問介護相当サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

（記録の整備）

第３６条　指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

２　指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問介護相当サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。

⑴　第１９条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

⑵　第２２条に規定する市への通知に係る記録

⑶　第３２条第２項に規定する苦情の内容等の記録

⑷　第３４条第２項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

⑸　第３８条第２号に規定する介護予防訪問介護サービス計画

３　指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、第１号事業支給費の請求に関する次に掲げる記録を、当該第１号事業支給費の受領の日から５年間保存しなければならない。

⑴　勤務の体制に関する記録

⑵　前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める記録

第５節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

（指定介護予防訪問介護相当サービスの基本取扱方針）

第３７条　指定介護予防訪問介護相当サービスは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

２　指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、自らその提供する指定介護予防訪問介護相当サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

３　指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

４　指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

５　指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

（指定介護予防訪問介護相当サービスの具体的取扱方針）

第３８条　訪問介護員等の行う指定介護予防訪問介護相当サービスの方針は、第４条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

⑴　指定介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。

⑵　サービス提供責任者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防訪問介護相当サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防訪問介護サービス計画を作成するものとする。

⑶　介護予防訪問介護サービス計画は、既に介護予防サービス計画等が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。

⑷　サービス提供責任者は、介護予防訪問介護サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

⑸　サービス提供責任者は、介護予防訪問介護サービス計画を作成した際には、当該介護予防訪問介護サービス計画を利用者に交付しなければならない。

⑹　指定介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たっては、介護予防訪問介護サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。

⑺　指定介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

⑻　指定介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。

⑼　サービス提供責任者は、介護予防訪問介護サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも１月に１回は、当該介護予防訪問介護サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した地域包括支援センター等に報告するとともに、当該介護予防訪問介護サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも１回は、当該介護予防訪問介護サービス計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。

⑽　サービス提供責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した地域包括支援センター等に報告しなければならない。

⑾　サービス提供責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防訪問介護サービス計画の変更を行うものとする。

⑿　第１号から第１０号までの規定は、前号に規定する介護予防訪問介護サービス計画の変更について準用する。

（指定介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たっての留意点）

第３９条　指定介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

⑴　指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメントにおいて把握された課題、指定介護予防訪問介護相当サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービス提供に努めること。

⑵　指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、自立支援の観点から、利用者が、可能な限り、自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援、他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮しなければならないこと。

第３章　介護予防通所介護相当サービス

第１節　基本方針

第４０条　指定介護予防通所介護相当サービスの事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第２節　人員に関する基準

（従事者の員数）

第４１条　指定介護予防通所介護相当サービス事業者が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防通所介護相当サービス事業所」という。）ごとに置くべき従事者（以下この章において「介護予防通所介護相当サービス従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

⑴　生活相談員　指定介護予防通所介護相当サービスの提供日ごとに、指定介護予防通所介護相当サービスを提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定介護予防通所介護相当サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計を、当該指定介護予防通所介護相当サービスを提供している時間帯の時間数で除して得た数が１以上確保されるために必要と認められる数

⑵　看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。）　指定介護予防通所介護相当サービスの単位ごとに、専ら当該指定介護予防通所介護相当サービスの提供に当たる看護職員が１以上確保されるために必要と認められる数

⑶　介護職員 指定介護予防通所介護相当サービスの単位ごとに、当該指定介護予防通所介護相当サービスを提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定介護予防通所介護相当サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定介護予防通所介護相当サービスを提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該指定介護予防通所介護相当サービス事業者が指定通所介護事業者（指定居宅サービス基準第９３条第１項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービス基準規則第５６条の２第１項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護相当サービスの事業と指定通所介護（指定居宅サービス基準第９２条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第８条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防通所介護相当サービス及び指定通所介護又は指定地域密着型通所介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が１５人までの場合にあっては１以上、利用者の数が１５人を超える場合にあっては１５人を超える部分の数を５で除して得た数に１を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

⑷　機能訓練指導員　１以上

２　当該指定介護予防通所介護相当サービス事業所の利用定員（当該指定介護予防通所介護相当サービス事業所において同時に指定介護予防通所介護相当サービスの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下同じ。）が１０人以下である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定介護予防通所介護相当サービスの単位ごとに、当該指定介護予防通所介護相当サービスを提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該介護予防通所介護相当サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が１以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。

３　指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、指定介護予防通所介護相当サービスの単位ごとに、第１項第３号の介護職員（前項の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第７項において同じ。）を、常時１人以上当該指定介護予防通所介護相当サービスに従事させなければならない。

４　第１項及び第２項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定介護予防通所介護相当サービスの単位の介護職員として従事することができるものとする。

５　前各項の指定介護予防通所介護相当サービスの単位は、指定介護予防通所介護相当サービスであってその提供が同時に１又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

６　第１項第４号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定介護予防通所介護相当サービス事業所の他の職務に従事することができるものとする。

７　第１項第１号の生活相談員又は同項第３号の介護職員のうち１人以上は、常勤でなければならない。

８　指定介護予防通所介護相当サービス事業者が指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護相当サービスの事業と指定通所介護又は指定地域密着型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス基準第９３条第１項から第７項まで又は指定地域密着型サービス基準規則第５６条の２第１項から第７項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第４２条　指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、指定介護予防通所介護相当サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防通所介護相当サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防通所介護相当サービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第３節　設備に関する基準

（設備及び備品等）

第４３条　指定介護予防通所介護相当サービス事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定介護予防通所介護相当サービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えていなければならない。

２　前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

⑴　食堂及び機能訓練室

ア　食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、３平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ　アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。

⑵　相談室　遮物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

３　第１項に掲げる設備は、専ら当該指定介護予防通所介護相当サービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防通所介護相当サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

４　前項ただし書の場合（指定介護予防通所介護相当サービス事業者が第１項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定介護予防通所介護相当サービス、指定通所介護又は指定地域密着型通所介護（以下「介護予防通所介護相当サービス等」という。）以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該指定介護予防通所介護相当サービス事業者に係る指定を行った市長に届け出るものとする。

５　指定介護予防通所介護相当サービス事業者が指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護相当サービスの事業と指定通所介護又は指定地域密着型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス基準第９５条第１項から第３項まで又は指定地域密着型サービス基準規則第５６条の４第１項から第３項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第１項から第３項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第４節　運営に関する基準

（利用料等の受領）

第４４条　指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防通所介護相当サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防通所介護相当サービスに係る第１号事業支給費用基準額から当該指定介護予防通所介護相当サービス事業者に支払われる第１号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

２　指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所介護相当サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防通所介護相当サービスに係る第１号事業支給費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

３　指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、前２項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

⑴　利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

⑵　指定介護予防通所介護相当サービスに通常要する時間を超える指定介護予防通所介護相当サービスであって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定介護予防通所介護相当サービスに係る第１号事業支給費用基準額を超える費用

⑶　食事の提供に要する費用

⑷　おむつ代

⑸　前各号に掲げるもののほか、指定介護予防通所介護相当サービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

４　前項第３号に掲げる費用については、指定居宅サービス基準第９６条第４項に規定する別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

５　指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、第３項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

（管理者の責務）

第４４条の２　指定介護予防通所介護相当サービス事業所の管理者は、当該指定介護予防通所介護相当サービス事業所の従業者の管理、指定介護予防通所介護相当サービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

２　指定介護予防通所介護相当サービス事業所の管理者は、当該指定介護予防通所介護相当サービス事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

（運営規程）

第４５条　指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、指定介護予防通所介護相当サービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

⑴　事業の目的及び運営の方針

⑵　従業者の職種、員数及び職務の内容

⑶　営業日及び営業時間

⑷　指定介護予防通所介護相当サービスの利用定員

⑸　指定介護予防通所介護相当サービスの内容及び利用料その他の費用の額

⑹　通常の事業の実施地域

⑺　サービス利用に当たっての留意事項

⑻　緊急時等における対応方法

⑼　非常災害対策

⑽　事故発生時の対応

⑾　業務に関して知り得た秘密の保持に関する事項

⑿　苦情及び相談に対する体制

⒀　従業者の研修の実施に関する事項

⒁　虐待の防止のための措置に関する事項

　⒂　その他運営に関する重要事項

（勤務体制の確保等）

第４６条　指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防通所介護相当サービスを提供できるよう、指定介護予防通所介護相当サービス事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

２　指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、指定介護予防通所介護相当サービス事業所ごとに、当該指定介護予防通所介護相当サービス事業所の従業者によって指定介護予防通所介護相当サービスを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

３　指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、介護予防通所介護相当サービス従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該介護予防通所介護相当サービス事業者は、全ての介護予防通所介護相当サービス従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第９８条第２項に規定する政令で定める者その他これに類するものを除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

４　指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、適切な指定介護予防通所介護相当サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（定員の遵守）

第４７条　指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、利用定員を超えて指定介護予防通所介護相当サービスの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（非常災害対策）

第４８条　指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

２　指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、前項の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるように連携に努めなければならない。

３　指定介護予防通所介護相当サービス事業者（本市の区域外に所在するものを除く。）は、第１項の訓練の実施に当たり、市消防との連携に努め、指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めなければならない。

（衛生管理等）

第４９条　指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

２　指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、当該指定介護予防通所介護相当サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

　⑴　当該指定介護予防通所介護相当サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護予防通所介護相当サービス従業者に周知徹底を図ること。

　⑵　当該指定介護予防通所介護相当サービス事業所における感染所の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

　⑶　当該指定介護予防通所介護相当サービス事業所において、介護予防通所介護相当サービス従業者に対し、感染所の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

（地域との連携等）

第４９条の２　指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

２　指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防通所介護相当サービスに関する利用者からの苦情に関して市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

３　指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、指定介護予防通所介護相当サービス事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防通所介護相当サービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防通所介護相当サービスの提供を行うよう努めなければならない。

　（事故発生時の対応）

第５０条　指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、利用者に対する指定介護予防通所介護相当サービスの提供により事故が発生した場合は、関係する市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防ケアマネジメント等を行う地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

２　指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

３　指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、利用者に対する指定介護予防通所介護相当サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

４　指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、指定介護予防通所介護相当サービス等以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第１項及び第２項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

（記録の整備）

第５１条　指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

２　指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、利用者に対する指定介護予防通所介護相当サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。

⑴　次条において準用する第１９条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

⑵　次条において準用する第２２条に規定する市への通知に係る記録

⑶　次条において準用する第３２条第２項に規定する苦情の内容等の記録

⑷　第５０条第２項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

⑸　第５４条第２号に規定する介護予防通所介護サービス計画

３　前項の規定にかかわらず、指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、同項第１号及び第２号に規定する記録について、同項に規定する保存期間が第１号事業支給費の受領の日から５年に満たない場合は、当該第１号事業支給費の受領の日から５年間これを保存しなければならない。

４　指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、第１号事業支給費の請求に関する次に掲げる記録を、当該第１号事業支給費の受領の日から５年間保存しなければならない。

⑴　勤務の体制に関する記録

⑵　前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める記録

（準用）

第５２条　第８条から第１７条まで、第１９条、第２２条、第２３条、第２６条の２、第２８条から第３３条まで、第３４条の２、第３５条の規定は、指定介護予防通所介護相当サービスの事業について準用する。この場合において、第８条第１項、第２３条、第２８条、及び第３４条の２中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護相当サービス従業者」と、第８条第１項及び第２８条中「第２５条」とあるのは「第４５条」と読み替えるものとする。

第５節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

（指定介護予防通所介護相当サービスの基本取扱方針）

第５３条　指定介護予防通所介護相当サービスは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

２　指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、自らその提供する指定介護予防通所介護相当サービスの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。

３　指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、指定介護予防通所介護相当サービスの提供に当たり、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

４　指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

５　指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、指定介護予防通所介護相当サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

（指定介護予防通所介護相当サービスの具体的取扱方針）

第５４条　指定介護予防通所介護相当サービスの方針は、第４０条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

⑴　指定介護予防通所介護相当サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。

⑵　指定介護予防通所介護相当サービス事業所の管理者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防通所介護相当サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防通所介護サービス計画を作成するものとする。

⑶　介護予防通所介護サービス計画は、既に介護予防サービス計画等が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。

⑷　指定介護予防通所介護相当サービス事業所の管理者は、介護予防通所介護サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

⑸　指定介護予防通所介護相当サービス事業所の管理者は、介護予防通所介護サービス計画を作成した際には、当該介護予防通所介護サービス計画を利用者に交付しなければならない。

⑹　指定介護予防通所介護相当サービスの提供に当たっては、介護予防通所介護サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。

⑺　指定介護予防通所介護相当サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

⑻　指定介護予防通所介護相当サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。

⑼　指定介護予防通所介護相当サービス事業所の管理者は、介護予防通所介護サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも１月に１回は、当該介護予防通所介護サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した地域包括支援センター等に報告するとともに、当該介護予防通所介護サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも１回は、当該介護予防通所介護サービス計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。

⑽　指定介護予防通所介護相当サービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した地域包括支援センター等に報告しなければならない。

⑾　指定介護予防通所介護相当サービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防通所介護サービス計画の変更を行うものとする。

⑿　第１号から第１０号までの規定は、前号に規定する介護予防通所介護サービス計画の変更について準用する。

（指定介護予防通所介護相当サービスの提供に当たっての留意点）

第５５条　指定介護予防通所介護相当サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

⑴　指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメントにおいて把握された課題、指定介護予防通所介護相当サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。

⑵　指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとすること。

⑶　指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること。

（安全管理体制等の確保）

第５６条　指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、その事業所内の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておかなければならない。

２　指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、サービスの提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努めなければならない。

３　指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、サービスの提供に当たり、事前に脈拍や血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とするよう努めなければならない。

４　指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、サービスの提供を行っているときにおいても、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

第４章　雑則

　（電磁的記録等）

第５７条　指定事業者は、作成、保存、その他これらに類するもののうち、書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが想定されるもの（第１１条第１項及び次項で規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

２　指定事業者は、交付、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（この項において「交付等」という。）のうち、書面で行うことが想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

（市の区域外の指定事業所に係る基準の特例）

第５８条　市の区域外に所在する事業所について指定事業者の指定の申請があった場合の人員、設備及び運営に関する基準は、前２章の規定にかかわらず、当該事業所の所在する市町村の定める基準によるものとする。

（実施細目）

第５９条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

　　　附　則

　（施行期日）

１　この規則は、令和３年４月１日から施行する。

　（虐待の防止に係る経過措置）

２　この規則の施行の日から令和６年３月３１日までの間、第３４条の２（第５２条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講ずるように努めなければ」とし、第２５条（第５２条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

　（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

３　この規則の施行の日から令和６年３月３１日までの間、第２６条の２（第５２条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

　（衛生管理等における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

４　この規則の施行の日から令和６年３月３１日までの間、第２７条第３項及び第４９条第２項の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。